

パネルディスカッション

営業秘密保護／内部不正防止（≡秘密情報管理）をサプライチェーンに根付かせるための
実践的な取組とは

2024年 7月29日



パネリストの自己紹介

IPAセキュリティセンター リスクマネジメント部 セキュリティ制度グループ

佐川 陽一 様

INPIT営業秘密支援窓口 知財戦略エキスパート

小原 荘平 様

PwCコンサルティング合同会社 トラストコンサルティング マネージャー

橘 了道 様

弁護士法人NEX 弁護士

渡邊 遼太郎 様

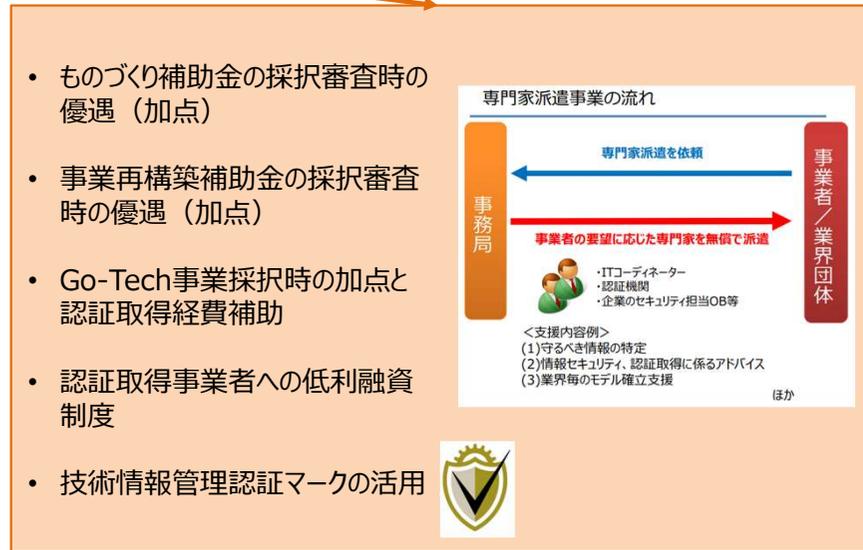
ディスカッションに関する政策等のブリーフィング



「情報セキュリティ」といっても、グローバル環境における「技術情報流出」の防止に焦点を当てた制度である。経済安全保障がクローズアップされている今、注目が高まっている。

- 国が認定した認証機関が、事業者の情報セキュリティ（≒技術情報保護）体制を客観的に審査・認証
- 認証取得により、事業者は適切な情報セキュリティ（≒技術情報保護）体制について第三者が検証していることを示すことができ、取引先等の信頼獲得につなげることが可能
- 中小企業の経営資源の状況等に配慮し、関係機関と連携する制度設計

- (一財) 日本品質保証機構
- (株) 日本環境認証機構
- (公財) 防衛基盤整備協会
航空、宇宙及び防衛分野が対象
- (一社) 情報セキュリティ関西研究所
- (一社) 日本金型工業会
製造業が対象
- ライド (株)
中小企業が対象
- 日本検査キューエイ (株)
- (一社) 日本金属プレス工業協会



認証取得事業者名は経産省Webサイトで公開



事業者の名称等	所在地	認証取得日
> 株式会社アハエン지니어リング	滋賀県東近江市	2021年3月29日
> 株式会社アサヒダイキャスト	三重県員弁郡東員町	2021年3月29日
> 株式会社伊吹機械	滋賀県長浜市	2021年3月29日
> 株式会社打田製作所	茨城県稲敷郡阿見町	2021年3月29日
> 株式会社匠成製作所	福岡県北九州市	2021年3月29日
> 株式会社小山製作所	静岡県静岡市	2021年3月29日
> 株式会社山金製作所	埼玉県入間市	2021年3月29日
> 監製精工株式会社	神奈川県横浜市	2021年3月29日
> 株式会社株本	長野県須坂市	2021年3月29日

(出典) 経済産業省「技術情報管理認証制度 (TICS) について」(2024/4) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/pdf/outline.pdf



技術情報管理認証 (TICS) の取得に必要な取組 (例)

認証取得に必要な取組 (例)

技術情報管理 自己チェックリストの設問

ファーストステップ
(経営の視点)

セカンドステップ
(実務の視点)

① 守る情報の決定

1. 経営者とともに守るべき情報を特定

② 守る情報の識別・対策整理

2. 守るべき情報の分類、保管場所の記録 3. 識別表示 4. 取引先の意向に基づく対策

③ 管理責任者選任

5. 経営層による管理責任者決定 6. 管理責任者が誰かを明示

④ 情報管理プロセスの設定

7. ライフサイクル管理の徹底

⑤ 従業員への対策周知や教育

8. 技術情報管理に関する全従業員のリテラシーを高める教育・訓練の実施

⑥ 情報漏えい等の事故発生時の報告ルールの設定

9. 守るべき情報漏えい時の報告先の決定と周知 10. 事故、インシデント、ヒヤリハット発生時の対応手順の策定

⑦ 管理対象情報へのアクセス権の設定

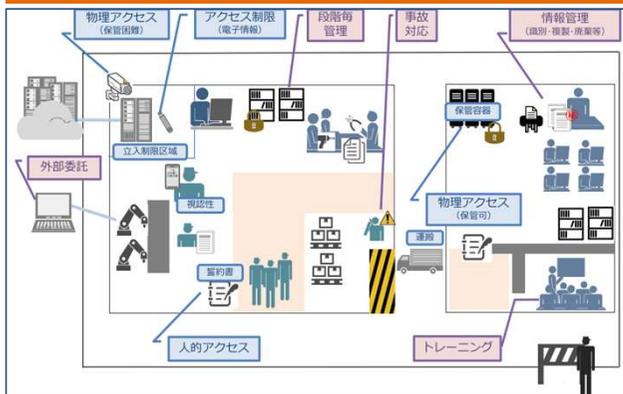
11. 取引先との秘密保持義務契約の締結 12. 管理対象情報へのアクセス制限

⑧ 金庫等による物理的情報の管理

13. 施錠保管 14.-15. 物理的境界管理 16. 取引先における施錠・巡回管理

⑨ ID設定等による電子情報の管理

17. PC・媒体等の持出し管理 18. アクセス制限と権限管理 19. クラウド利用時のCSPとの秘密保持義務契約



技術情報管理 自己チェックリスト

- 技術情報管理認証の取得には第三者の審査が必要となるため、「とりあえずやってみる」には、ハードルが高い。
- このため、技術情報管理認証の基準に沿って自組織の情報セキュリティ体制を確認する自己チェックリストを公開。
- 自組織内で完結するため、手軽に情報セキュリティのチェックが可能。

項目ごとに自組織の対応状況を選択式でチェック
ファーストステップ (経営の視点)
セカンドステップ (実務の視点)

自組織の得意分野・苦手分野を採点し
レーダーチャートで表示

項目	対応状況
1. 経営者とともに守るべき情報を特定	○
2. 守るべき情報の分類、保管場所の記録	○
3. 識別表示	○
4. 取引先の意向に基づく対策	○
5. 経営層による管理責任者決定	○
6. 管理責任者が誰かを明示	○
7. ライフサイクル管理の徹底	○
8. 技術情報管理に関する全従業員のリテラシーを高める教育・訓練の実施	○
9. 守るべき情報漏えい時の報告先の決定と周知	○
10. 事故、インシデント、ヒヤリハット発生時の対応手順の策定	○
11. 取引先との秘密保持義務契約の締結	○
12. 管理対象情報へのアクセス制限	○
13. 施錠保管	○
14.-15. 物理的境界管理	○
16. 取引先における施錠・巡回管理	○
17. PC・媒体等の持出し管理	○
18. アクセス制限と権限管理	○
19. クラウド利用時のCSPとの秘密保持義務契約	○

総合評価点 **64点**

技術情報管理 自己チェックリストは経済産業省WEBページからダウンロード可能
(企業名、担当者連絡先などの登録は一切不要)

(出典) 経済産業省「技術情報管理認証制度 (TICS) について」(2024/4) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/pdf/outline.pdf

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) 営業秘密支援窓口とは

INPIT (インピット) の「営業秘密支援窓口」は、中小企業等に対し、技術ノウハウ、商品アイデア、顧客情報といった秘密情報の抽出や管理ルールを整備、社内セミナーの実施等の支援サービスを提供する窓口。中小企業内で、秘密情報の取り扱いに困っていることがあれば相談可能。知財に関する専門人材 (知財戦略エキスパート) が無料で支援を実施している。

相談例

- **営業秘密に関する管理体制を構築したい**
- **営業秘密の漏えい・流出事案への対処方法を知りたい (要望に応じて警察庁と連携可能)**
- 情報セキュリティ対策を強化したい (要望に応じて情報処理推進機構 (IPA) と連携可能)
- 権利化／秘匿化の判断や、それらを組み合わせた知財戦略を知りたい

よくある相談

- | | |
|----------------------|----------------|
| 自社の強みとなる情報資産の把握 | 秘密情報の層別化の基準 |
| 取引先からのノウハウ提供要求 | 共同技術開発時の秘密保持方法 |
| 秘密保持契約の有効期限設定 | 試作品供与への対応 |
| 小規模企業における管理ルール策定の必要性 | |
| 営業時の重要情報の開示 | 展示会展示内容の注意点 |
| 工場見学受け入れ時の注意点 | 等 |
-
- | | |
|--------------------------------|---------------|
| 中途退職時の秘密情報保護対策 | 中途転入技術者採用の注意点 |
| 他社製品における秘密侵害疑いへの対応方法 | |
| 退職者が起業した会社による技術情報の不正使用疑いへの対応方法 | |
| 取引先による秘密情報流出への対応方法 | |
| リバースエンジニアリングによる秘密侵害への対応方法 | |
| 等 | |

(出典) 営業秘密支援窓口について <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradeseecret/madoguchi.html>

よくあるご相談 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/faq/>

ディスカッションの骨子

<主題>

1. サプライヤー（中小企業）の秘密情報管理の実態とは
2. サプライヤーが望ましい秘密情報管理体制の整備を効果的に進めるため、何をすれば良いのか
3. 委託元とサプライヤーがやり取りする秘密情報の層別管理はできているか
4. 委託元企業の要求とサプライヤーの対応のギャップを埋める方法

- IPAの実態調査結果では、何がサプライヤーの情報漏えい対策の課題だったのか。
- サプライヤーに直接接するそれぞれの立場から、実際にサプライヤーの現状をどのように感じており、何を変える必要があると感じているか。
 - サプライヤー等の中小企業から相談を受ける立場から
 - 委託元企業としての立場から

<主題2> サプライヤーが望ましい秘密情報管理体制の整備を効果的に進めるため、何をすれば良いのか

- IPA実態調査では、取組が進むサプライヤーとそうでないサプライヤーの乖離が大きいことが分かったが、なぜそうなるのか。
- 中小企業では、経営者の知見、意欲、姿勢等によって体制整備や取組に大きな差ができてしまうとのことだが、サプライヤーに直接接するそれぞれの立場から見て、この傾向が明らかだと感じているか。また、経営者の意識を変革するためには、何が必要と考えるか。
 - サプライヤー等の中小企業から相談を受ける立場から
 - 委託元企業としての立場から
- 営業秘密管理の組織全体への導入に取り組むことで、経営者の意識が変わり、取組や体制整備も大きく改善されると聞いているが、今までのご経験に照らすと、実際の効果はどうか。
- また、なぜ良い効果を生み出すことができるのか。中小企業に対して、どのような支援を行うことが多いのか。
- 情報管理台帳を整備して秘密情報を管理することは重要だと考えるが、支援にあたり台帳整備にはどのように取り組んでいるか。また、これによりどのような効果を生み出すことができるのか。
- 委託元企業の立場で見て、今までの議論からサプライヤー管理に活かせるような示唆は得られたか。
- 渡邊先生は立場上、秘密情報保護に関する政策や実務に詳しいと拝察するが、経産省が技術情報管理認証制度を運用しており、自己チェックリストも公開されている。サプライヤーを政策的に支援する仕組みもあり、業界全体で認証取得を奨励する取組もある。技術情報管理認証がサプライヤーの秘密情報管理の取組にどのような効果を生み出せるか、実務家の立場から考えを伺いたい。
- 今までの議論から、IPAが今後の政策立案の参考にできる示唆が何か得られたか。もしあれば、教えていただきたい。

- 委託元企業とサプライヤーが共有する秘密情報にも、「どんなことがあっても共有しない」「NDAがあれば共有できる」、「通常でも問題なく共有できる」といったような層別がある気がするが、委託元企業としてはどのような管理ができるのか。
- どのように層別するのが良いのか。

- 委託元企業とサプライヤーが共有する秘密情報の層別管理について、どのような点に注意して運用すれば良いと考えるか。
 - サプライヤーの営業秘密管理導入を支援されている立場から
 - 秘密情報管理の実務に係る専門家として
 - 施策を行うIPAの立場から

- 委託元企業がサプライヤーに求める秘密情報管理と、サプライヤーが目指す秘密情報管理の水準が必ずしも一致せず、サプライヤー側が苦戦しているという話を聞くことがある。これについて掘り下げてみたいが、その前にまず、委託元企業側は実際に何を求めるか、サプライヤー側は実際に何をを目指すのかについて実態を伺ってみたい。
- まず、委託元企業としては、何をどのような方法で要請しているか。
- 一方、サプライヤーは委託元企業から、秘密情報管理について、実際にどのような要請を受けているのか。中小企業の実態との乖離が大きいと感じていることは何か。
- こうした委託元企業の要求とサプライヤーの対応のギャップを少しでも埋めていくためには、何から取り組むのが良いか。
 - 中小企業を支援する立場から
 - 委託元企業の立場から
- 委託元企業とサプライヤーとの管理水準のギャップをうまく埋めている好事例は存在するか。
 - 委託元企業としての望ましい取組から
 - 営業秘密管理の全社導入から
 - 技術情報管理等の認証取得から
- 政策を行うIPAの立場から、今までの議論で関心を持ったことはあったか。

ディスカッションの総括